

建築物等における色彩の基準

属性	対象の概要		色彩基準										基本的な考え方	備考								
	ゾーン・地区	規模・要件	外壁基本色 (各面の4/5はこの範囲から選択)			強調色 (各面の1/5はこの範囲も可)			アクセント色	屋根色												
色相			明度	彩度	色相	明度	彩度	各面の1/20以下	色相	明度	彩度											
景観形成 ゾーン	丘陵地ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	0R～4. 9YR	4以上8. 5未満	4以下	0R～4. 9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の基本色は、ゾーンの骨格的景観要素となっているみどりや水の色相と調和した落ち着きとうるおいのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色相とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が丘陵地の自然から突出することがないよう、中彩度の色相までに制限する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都景観基本軸（緑地系）を継承。 ・屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。 ・一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。								
			5. 0YR～5. 0Y		6以下	5. 0YR～5. 0Y		6以下				2以下										
			その他		1以下	その他		2以下														
	住まい共生ゾーン	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	0R～4. 9YR	4以上8. 5未満の場合	4以下	0R～4. 9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の基本色は、住環境にふさわしい落ち着いた景観を形成するために、中彩度・低彩度の色相とする。また、一定規模を超える建築物等については、強調色が穏やかな住環境から突出することがないよう、中彩度の色相までに制限する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都一般地区を発展継承し、暖色系色相についてもより落ち着いた色相範囲（彩度4以下）に制限。 ・屋根について基準を付加。 ・一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。								
			5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満の場合	4以下			6以下				2以下										
			その他	4以上8. 5未満の場合	1以下			その他				2以下										
				高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	0R～4. 9YR	4以上8. 5未満の場合		4以下				— (定量的基準による制限は行わない)			— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色相を基本とする。 ・強調色やアクセント色については定量的基準を設けていないが、その合計面積は外壁各面の1/5以下とし、主に建築物低層部で用いるようにする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都一般地区を継承。 ・屋根について基準を付加。 ・にぎわいが求められる地区であることを加味し、強調色については数値基準を設けない。		
					5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満の場合		6以下										2以下				
			その他		4以上8. 5未満の場合	2以下		2以下														
	にぎわいゾーン	(建築物) 高さ≥45m 延べ面積≥15,000㎡ (工作物) 高さ≥45m 築造面積≥15,000㎡		0R～4. 9YR	4以上8. 5未満の場合	4以下	0R～4. 9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色相を基本とする。 ・強調色の面積は外壁各面の1/5以下とし、主に建築物低層部で用いるようにする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都一般地区を継承。 ・屋根について基準を付加。							
			5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満の場合	6以下	2以下			5. 0YR～5. 0Y				6以下			4以下						
			その他	4以上8. 5未満の場合	2以下	2以下			その他				2以下			2以下						
高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫				10R～4. 9YR	4以上8. 5未満の場合	4以下	0R～4. 9YR		—				4以下			— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、町田市の顔として品格のある景観を形成するため、中彩度までの色相を基本とする。また、ほとんどの建築物等が暖色系色相を基調としている現況を踏まえ、基本色の色相を暖色系又は無彩色の範囲に制限する。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都一般地区を発展継承し、基本色については、暖色系色相及び無彩色のみに制限。 ・屋根について基準を付加。 ・一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。	
				5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満の場合	6以下							2以下						5. 0YR～5. 0Y			6以下
			その他	4以上8. 5未満の場合	2以下	2以下							その他						2以下			2以下
小野路宿通り地区	延べ面積＞10㎡	0R～4. 9YR		3以上8. 5未満	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)				— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の基本色は、地区の骨格的景観要素となっているみどりや水の色相と調和した落ち着きとうるおいのある景観を形成するために、中彩度・低彩度の色相とする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都景観基本軸（緑地系）を継承。 ・屋根の基準について、基準の実効性を踏まえ色相幅を拡張。							
		5. 0YR～5. 0Y			6以下								6以下									
		その他	1以下		2以下																	
多摩境通り地区	高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	0R～4. 9YR	4以上8. 5未満の場合	4以下	0R～4. 9YR	—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、にぎわいの中にも品格が感じられる新しい沿道のまちなみ景観を形成するため、中彩度までの色相を基本とする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都景観計画では、景観基本軸（緑地系）に位置するが、周囲が開けた地域であることやにぎわいが求められる地区であることを加味し、一般地域と同等の基準を適用。 ・基本色を緩和する一方、一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。									
		5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満の場合	6以下			2以下				5. 0YR～5. 0Y			6以下	6以下							
		その他	4以上8. 5未満の場合	2以下			2以下				その他			2以下	2以下							
			高さ≥10m 延べ面積≥1,000㎡以上 集合住宅戸数≥9戸 コンテナ倉庫	0R～4. 9YR	4以上8. 5未満の場合		4以下				0R～4. 9YR			—	4以下	— (定量的基準による制限は行わない)	0R～5. 0Y	6以下	4以下	・外壁の大部分については、にぎわいの中にも品格が感じられる新しい沿道のまちなみ景観を形成するため、中彩度までの色相を基本とする。 ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないよう明度や彩度を抑えた色相を用いることとする。	・東京都景観計画では、景観基本軸（緑地系）に位置するが、周囲が開けた地域であることやにぎわいが求められる地区であることを加味し、一般地域と同等の基準を適用。 ・基本色を緩和する一方、一定規模を超えるものについては、強調色の制限を付加。	
				5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満の場合		6以下								2以下				5. 0YR～5. 0Y			6以下
		その他		4以上8. 5未満の場合	2以下		2以下								その他				2以下			2以下